

(法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況)

適用例：上場企業から入手した未公表の「自己株式の取得」(証券取引法第166条第2項第1号二)に係る情報を、社内外の多数の者に提供している事例

< 事例1 >

X証券のアナリストAは、5月に上場会社Y社を取材し、Y社の経理部マネージャーより同社の自己株式の取得に係る情報を入手し、「6月の株主総会で承認を得られれば、自社株買いを実施したいとしている。同社によると、規模は(発行済み株数の)5%以上10%未満になる模様である。」とレポートに記載し発表した。

なお、Y社は当該情報をX証券のレポート発表の翌週に公表している。

< 論点 >

X証券のアナリストAが取得した「自己株式の取得」に係る情報は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号に規定する「法人関係情報」に該当すると考えられるか。

< 判断内容 >

本件については、

アナリストAは本件情報をY社の経理部マネージャーから入手しており、情報の内容が証券取引法第166条第2項第1号二において重要事実として掲げられているものであり、また、当社が「自己株式の取得」に関するレポートを発表した時点ではY社は本件情報を公表しておらず、本件情報は、未公表であったこと、

情報の内容には時期や規模など具体性があり、自己株式の取得が行なわれると、市場における株式流通の減少等から株価が上昇し、買い需要が増加することが予想されること、

から本件情報は、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすもの」と認められ、法人関係情報に該当すると考える。